

# 駐車監視員活動ガイドライン

平成29年4月3日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	路線(区間)	重点時間帯
◎ 最重点路線	市道櫻通り (若宮5丁目交差点～小坂本町交差点)	7時～22時
○ 重点路線	県道豊田環状線 (山手小学校南東交差点～御幸本町3丁目東交差点)	7時～22時

重点地域	地域(町名)	重点時間帯
◎ 最重点地域	名鉄豊田市駅周辺地区 ・神明町 ・月見町 ・十塚町 ・桜町 ・竹生町 ・神田町 ・喜多町 ・久保町 ・若宮町 ・拳母町 ・西町 ・日之出町 ・元城町 ・昭和町 ・小坂本町1～4丁目、5丁目(一部)、6丁目(一部)8丁目(一部)	7時～22時
○ 重点地域	豊田警察署北地区 ・松ヶ枝町 ・広路町 ・瑞穂町	7時～22時
重点地域	三河豊田駅周辺地区 ・山之手1丁目、2～5丁目、6丁目(一部)、7丁目(一部)、 8～9丁目、10丁目(一部) ・御幸本町 ・大林町1丁目(一部)、2丁目、3丁目(一部)、4丁目(一部)、 5～17丁目 ・丸山町 ・緑ヶ丘 ・寿町1～7丁目、8丁目(一部)	7時～20時
	豊田市東部住宅地区 ・高上 ・京ヶ峰1丁目 ・上野4～6丁目 ・東山町1丁目 ・渋谷町 ・宝来町 ・美里	
	梅坪駅周辺地区 ・梅坪町 ・西山町 ・京町 ・東梅坪町 ・陣中町 ・平芝町 ・栄町	
	豊田市北部住宅地区 ・朝日町 ・田町 ・宮町 ・新町 ・広久手町 ・栄生町 ・日南町 ・三軒町1～7丁目 ・東新町1～4丁目、5丁目(一部) ・小坂町1～11丁目、12丁目(一部)、13丁目(一部) ・宮上町1～5丁目、6丁目(一部)、7丁目 ・横山町 ・丸根町1丁目、2丁目(一部)、3丁目、4丁目(一部)、5～7丁目 ・大清水町 ・若草町 ・高原町 ・逢妻町2～5丁目 ・本新町1～4丁目、5丁目(一部)、6丁目 ・花丘町2, 3丁目 ・千足町1, 2丁目、3丁目(一部)、4丁目(一部) ・四郷町西山 ・西新町1～6丁目、7丁目(一部) ・伊保町向山、三本松 ・保見町四ツ足(一部)、南山(一部) ・貝津町向畑、西向畑 ・浄水町伊保原(一部)、南平(一部)、原山、下三戸口(一部) ・上原町西山、殿上、下河原(一部)、上原	
	豊田スタジアム周辺地区 ・上野町(一部) ・千石町(一部) ・広川町(一部) ・森町(一部) ・御立町(一部) ・野見町(一部) ・野見山町(一部)	
○ 自動二輪・原付重点地域	名鉄豊田市駅周辺地区 ・愛知環状鉄道新豊田駅周辺	7時～22時

愛知県豊田警察署